

七尾市公害防止条例に基づく地下水採取規制の概要

●地下水採取規制の概要

七尾市では、昭和47年ごろから地盤沈下の被害が大きくなったため、その対策が行われてきました。地盤沈下の主な原因は地下水の過剰な採取が挙げられます。そこで、地盤沈下を沈静化するため、各種法令に基づく地下水採取規制が行われています。

●地下水採取に係る手続の流れ

1. 事前協議

- ・地下水採取を行う目的と採取場所の説明をお願いします
- ・周辺の地盤沈下状況等から、採取の制限や他水源を検討していただきます

2. 地下水採取許可申請書の提出

- ・申請書の提出をお願いします
- ・添付書類(現地付近の見取図及び揚水機の設置場所を示す図面)

3. 許可書の交付

4. 井戸掘削開始

5. ケーシング設置・立会

- ・ケーシング建込時には、立会いをさせていただく場合があります(あらかじめ日程をお知らせください)

6. 揚水設備設置届出書の提出

- ・揚水設備設置届出書の提出をお願いします
- ・添付書類(ストレーナーの位置及びポンプの位置を明記した構造図)

7. 揚水設備設置・立会

- ・揚水設備を設置する場合に、立会いをさせていただく場合があります(あらかじめ日程をお知らせください)

8. 地下水採取開始

●提出書類について

七尾市公害防止条例・七尾市公害防止条例施行規則

揚水施設の種類	提出書類	添付書類
地下水の採取をしようとするとき	地下水採取許可申請書 (様式第10号)	現地付近の見取図 揚水機の設置場所を示す図面
新たに揚水施設を設置しようとするとき	揚水設備設置の届出 (様式第11号)	ストレーナーの位置 ポンプの位置を明記した構造図
揚水施設の構造を変更しようとするとき 法人代表者及び事業所の名称等が変更になったとき 地下水の採取を取りやめたとき	揚水設備等変更届出書 (様式第12号)	

●お問い合わせ

七尾市役所 市民生活部 環境課

TEL:0767-53-8421 FAX:0767-53-3315

E-mail:kankyo@city.nanao.lg.jp